



第8次寿都町総合振興計画

～地域の資源を地域の活力とした賑わいあふれるまち～

概要版



北海道 寿都町

2020年度－2029年度（令和2年度－令和11年度）

寿都町総合振興計画の策定にあたって



寿都町は、平成 22 年に策定した「第 7 次寿都町総合振興計画」で～地域の宝を、地域の輝きにつなげる安らぎのまち～を将来テーマとし、寿都に関わりをもつすべての人々にとって“応援したくなるふるさと”となるよう、また、町の特色や資源を最大限に活用し、町民、企業、行政が共に力を合わせ、豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

この間、町を取り巻く情勢は、グローバル化や AI や IoT がもたらす目まぐるしい技術革新など、劇的に変革している一方、地球温暖化がもたらす大規模災害の頻発や、人口減少、少子高齢化など大きな課題となっております。

こうした社会の動向や寿都町を取り巻く地域課題を踏まえ、「第 8 次寿都町総合振興計画」を策定しました。

新しい総合振興計画は、令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とする 10 年計画であり、「人」「海」「山」「川」「風」「歴史」「文化」など地域のあらゆるモノを地域資源と捉えたうえで最大限に活かし、その活力を持続的に循環することで、安心・安全で豊かにくらしていけるまちをめざし、町の将来像を

地域の資源を地域の活力とした、賑わいあふれるまち

と掲げました。その実現のため、

- やさしさとふれあいのあるまち
- 地域資源を活かし、賑わいを創出するまち
- 安全・快適で自然を守り育むまち
- 地域を知り、人を豊かに育むまち
- すべての人が輝く協働のまち

を 5 つの基本目標にすえ、豊かな地域社会の創造をめざすものであります。

この総合振興計画策定にあたって、貴重なご意見やご提言を寄せていただきました寿都町総合振興計画策定審議会委員や意向調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、「みんなでつくろう寿の都」をスローガンに、寿都町の新たなまちづくりを町民皆様とともに全力で取組んでまいります。

令和 2 年 3 月
寿都町長 片岡 春雄

寿都町民憲章

わたくしたちは、豊かな日本海の幸とうつくしい自然に恵まれた寿都の町民です。

わたくしたちは、先人が北のきびしい風雪に耐えてつくりあげたこの町に誇りを持ち、より豊かな住みよい町づくりを目指し、この憲章を定めます。

- 元気で働き、力を合わせて豊かな町をつくりましょう。
- 自然を大切にし、清潔な美しい町をつくりましょう。
- きまりを守り、思いやりのある明るい町をつくりましょう。
- 若い力を育て、教養を高めて文化の町をつくりましょう。
- 郷土を愛し、未来を見つめて伸びゆく町をつくりましょう。

昭和 60 年 9 月 20 日制定

基 本 構 想

計画の役割

「総合振興計画」は、自治体にとってすべての分野の行政財政運営の基本となる最上位計画です。

町のさまざまな計画は、第8次計画に則して立案、実施、評価されるもので、今後のまちづくりの方向を示すとともに、大きく次のような役割を持ちます。

1. 町民のまちづくり目標

町民にとっては、今後のまちづくりの基本的な方向と、その実現に向けた施策をわかりやすく示し、町民みんなが意欲と責任をもってまちづくりに積極的に参加・協働するための「町民のまちづくり目標」となります。

2. 新しい公共経営の基本指針

町の行政にとっては、地域主権の時代にふさわしい個性的で自律したまちづくりを進め、町民生活に資するよう効率的で効果的な新しいスタイルの公共経営を追求し、持続的に経営していくための基本指針となります。

3. 国や道への町の主張

国や道に対しては、寿都町の主張を明確に提示し、町として、必要な施策や事業を反映させていくための連携と協働の基礎となります。

計画の構成と期間

第8次計画は、「基本構想」「基本計画」で構成し、別途策定する実施計画に基づき「進捗管理」を行います。それぞれの内容と期間は次のとおりです。

基本構想 期間 ⇒ 令和2年度(2020年度)から11年度(2029年度)までの10年間です。

内容 ⇒ 町がめざす将来像とそれを実現するための基本目標、施策の大綱を示すものです。

基本計画 期間 ⇒ 基本構想と同じく、令和2年度から11年度までの10年間です。

内容 ⇒ 基本構想に基づき、基本目標ごとの主要施策を体系的に定めるものです。

進捗管理 内容 ⇒ 基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を実施計画として定め、毎年度の予算編成の指針とし、同時にローリング方式で毎年度見直しを行い、計画的に事業を進めます。

年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令 和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基本構想	令和2（2020）年度～11（2029）年度									
基本計画	令和2（2020）年度～11（2029）年度									
実施計画	ローリング方式で毎年度見直しを行い進捗管理する。									

まちづくりの理念

寿都町総合振興計画の最も基本となるものは、どのような考え方で、どのようなまちを目指すのかということです。基本理念を定め、町民が共有でき、計画期間さらにはそれを超えて継承されるまちの姿やテーマを明らかにします。第8次計画では、町の地域の特色や資源を活かしながら、町民と行政が協働し、安全・安心なまちづくりの推進が引き続き必要と考え、次の4つを基本理念にまちづくりを推進します。

- “地域資源”を効率的・有效地に活用する
- 安全・安心な生活環境を整備する
- 人の流れを活発にし、賑わいを創出する
- 協働し、みんなが活躍するまちづくり

町の将来像

第7次計画において、地域資源を“地域の宝”ととらえる施策が進められましたが、地域資源の発掘や有効活用の考え方はますます重要といえます。

総合振興計画は、普遍的な理念のもと、どのような考え方で、どのような町を目指すのか、また目指す町の実現に向けどどのような施策・事業を行うのかが明確になっていることが求められます。

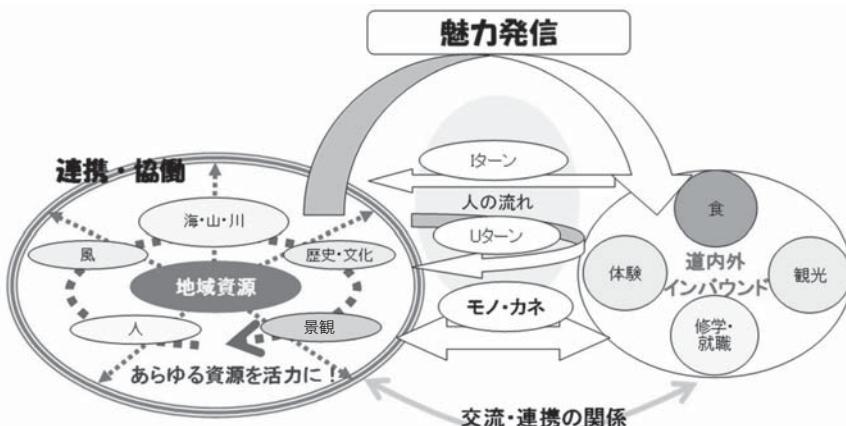
この考え方で、今後一層町民、企業、行政が連携を強化し協働して行う「地域の資源を地域の活力とした、賑わいあふれるまち」を10年後の将来像と定めます。

10年後の町の将来像とイメージ 地域の資源を地域の活力とした、賑わいあふれるまち

将来像のイメージ

「人」「海」「山」「川」「風」「歴史」「文化」など地域のあらゆるモノを地域資源ととらえ、連携し協働の取組により効率的・効果的に活用します。

また、地域資源により創出される魅力を積極的に発信することで、寿都に興味関心をもつ人を増やし交流することで、人・モノ・カネが活発に流れ、その活力を持続的に循環することにより“賑わいあふれるまち”寿都の将来像が実現します。



町の将来人口

平成 27 年度策定の寿都町人口ビジョン及び寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）及び日本創生会議による人口推計を行い、寿都町独自のパターンも加えた将来人口推計を行いました。

本計画においてもこの推計結果を反映し、寿都町が取組むべき人口減少に対する基本目標の考え方を盛り込んだ人口は、計画最終年の令和 11 年（2029 年）10 月 1 日では 2,587 人となっており、令和元年（2019 年）10 月 1 日現在から約 15% の減になると考えられています。

これまでの施策や事業を踏まえつつ、まちづくりの基本理念に示した考え方に基づく将来像実現に向けて第 8 次計画を着実に推進します。

そのうえで、10 年後の人口については、2,600 人と想定します。

施策の大綱

町の将来像「地域の資源を、地域の活力とした賑わいのあふれるまち」を実現するため、5 つの基本目標を定め “ふるさと寿都” の振興発展を目指します。

基本目標 1 やさしさとふれあいのあるまち

- ・町にとって最も大切な財産である「町民」の安心・健康づくりを推進します。

基本目標 2 地域資源を活かし、賑わいを創出するまち

- ・既存の地域資源を大切に磨くと同時に新たな地域資源を発掘し、効率的・効果的な活用を推進します。

基本目標 3 安全・快適で自然を守り育むまち

- ・大切な地域資源である自然を守りながら、安全で便利に快適に暮らしていける生活環境の整備を推進します。

基本目標 4 地域を知り、人を豊かに育むまち

- ・地域について学び愛郷心を育むことで、まちづくりに参画する人材育成を推進します。

基本目標 5 すべての人が輝く協働のまち

- ・みんなが連携・協働し、町民主体で“ふるさとの体力”づくりを推進します。

土地利用等の基本的な考え方

1 居住地区について

地域の実情に即した、公共用地の確保や小公園などの生活環境整備に配慮し、計画的・効率的活用に努めます。

2 農用地について

農用地の保全に努めるとともに、未利用農地の有効活用や農地の適正利用を図ります。また、農村の生活環境整備や周辺の自然環境保全に努めます。

3 自然公園等について

森林は多くの公益的機能を持っています。これらの機能を有効に活かすため、保全・管理を行うとともに、道立自然公園や磯谷高原、浜中地区などの優れた自然環境を保全し、まちの財産として利用するために適正・適切な方途を追求します。

4 保全区域について

寿都町の地形は、日本海に面した海岸線に平行している国道229号に沿って、集落が帶状に点在しており、山岳が急峻な傾斜地をなして海岸に臨んでいることから、災害の発生を未然に防止するため、自然との共生を図りながら、治山・治水や海岸保全対策の強化に努めます。

5 寿都湾について

寿都湾の恵まれた海域を有効に活用し、漁業環境の向上のため、計画的な漁港・関連施設の整備や湾内の磯根資源の適正管理、未・低利用漁場の有効活用に努めます。

計画の推進にあたって

1 情報公開の推進

広報誌を情報公開と行政の説明責任を果たす大切な媒体として、読みやすさ、わかりやすさに努めて編集するとともに、ホームページや防災行政無線の有効活用に努めます。

また、町民の意見・要望を的確に把握し町政に反映するため、広聴活動を充実します。

2 協働のまちづくり推進

町民の意向が反映された計画策定や施策・事業推進はもとより、町民の力を結集したまちづくりを進めるための仕組づくりを推進します。

また、町民、各地区、町内会、各種産業団体、教育・福祉等団体、まちづくりグループはもとより、各種企業や研究機関、関係機関・団体等との連携・協働に取組みます。

3 効率的・効果的な行政運営

職員研修の継続実施等により、職員の意識変革と政策形成能力の向上を図るとともに、組織・機構の再編、定員管理・給与の適正化を進め、地域主権型社会にふさわしい行政組織体制の確立に努めます。

また、めまぐるしく進むIT化社会に対応した電子自治体化、民間委託、公共施設の公設民営化など事務事業を見直し、簡素で効率的・効果的な行政運営を進めます。

4 計画的な財政運営の推進

自主財源である町税について、公平・平等な税負担の観点から北海道と共同により滞納者の分析・財産調査、さらには滞納処分等を実施し徴収体制の強化を図ります。

一方で、町有財産の有効活用、風力発電売電益やふるさと応援寄附金など自主財源の創出、有利な地方債活用などにより財政基盤を強化するとともに、効率的な財源運用により歳出を抑制しながら持続可能な財政運営に努めます。

5 計画の確実な実施

実施計画を作成し毎年度見直すとともに、町民の意向や社会情勢の把握に努めながら総合計画の確実な推進に努めます。

基本計画

第1章 やさしさとふれあいのあるまち

…町にとって最も大切な財産である「町民」の安心・健康づくりを推進します…

1 保健・医療の充実

基本方針

町民が安心して元気に生活できるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、健康づくりや特定検診受診率の向上による疾病予防を推進し、医療費の適正化を図ります。

主要施策の概要

1 健康づくりの推進

- ◆医療機関等との連携による健康づくり対策の充実

2 地域福祉社会づくり

基本方針

支援を必要とするあらゆる町民に対して、助け合い支え合いができる地域を目指し、より適切な支援やサービスを提供するための仕組の構築と、町民・事業者・社会福祉協議会などが連携し、地域福祉をより一層推進します。

主要施策の概要

1 共に支え合う「ひとづくり」

- ◆地域福祉の土壌づくり
- ◆福祉人材の確保・育成の推進

3 次世代育成の充実

基本方針

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を充実します。

主要施策の概要

1 地域における子育ての支援

- ◆保育サービスの充実
- ◆子育て支援のネットワーク推進
- ◆児童の健全育成

- ◆食育推進計画の推進
- ◆健康づくり自主活動の強化

2 地域医療体制の充実

- ◆地域医療の充実
- ◆救急医療体制の充実

3 国民健康保険制度の安定的運営

- ◆国民健康保険制度の健全運営

- ◆高齢者の見守り等、支え合いの仕組づくり
- ◆健康づくり・介護予防の推進

2 多様な活動を支える地域づくり

- ◆相談支援体制の充実
- ◆サービス提供体制の充実
- ◆自主的な参加を促す地域活動の促進

3 安全と安心のある「福祉の環境づくり」

- ◆関連機関の連携体制の充実
- ◆防災・防犯対策の推進
- ◆虐待防止など権利擁護の推進
- ◆バリアフリー化による快適な生活環境の整備

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- ◆思春期保健対策の充実
- ◆検診や予防接種、食育推進計画に基づいた母子の健康確保
- ◆町内医療機関による小児医療の充実
- ◆子どもの生活習慣の改善
- ◆食育の推進

3 要保護児童への対策

- ◆児童虐待防止対策の充実
- ◆母子・父子家庭の自立支援の推進
- ◆健診や治療等、障がい児施策の充実
- ◆児童養護施設等の支援

4 高齢者支援の充実

基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、地域住民とともに支え合いながら、生きがいのある毎日を送ることができるように、また地域で安心して生活できるよう各種施策を総合的に展開していきます。

主要施策の概要

1 高齢者が生きいきと活躍できる環境づくり

- ◆健康づくりと生活習慣病対策の推進
- ◆介護予防と生活支援の総合的な推進
- ◆世代間交流の機会創出などによる生きがいづくりと社会参加の促進

2 高齢者が安心して暮らせる仕組づくり

- ◆地域包括ケア対策の充実
- ◆介護保険サービスの円滑な運営
- ◆高齢者福祉サービスの充実
- ◆防災・防犯や交通安全等、安全対策の推進

3 ぬくもりを感じられる地域づくり

- ◆認知症高齢者対策の推進
- ◆権利擁護の推進
- ◆公的支援の課題を克服し、従来のつながりを活かした地域共生社会の実現

5 障がいのある人（児）支援の充実

基本方針

障がいのある人（児）や家族のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実や障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

主要施策の概要

1 暮らしを支えるサービスの充実

- ◆障がい福祉サービスの提供体制の確保
- ◆自立支援協議会と関連施設の連携による相談支援体制の構築
- ◆障がい児支援の提供体制の確保

第2章 地域資源を活かし、賑わいを創出するまち

…既存の地域資源を大切に磨くと同時に新たな地域資源を発掘し、効率的・効果的な活用を推進します…

1 再生可能エネルギーの活用

基本方針

計画的な風力発電施設の運用を推進するとともに、風力以外の新たな再生可能エネルギーの活用方法などを検討し、クリーンエネルギーを活かしたまちづくりを推進します。

主要施策の概要

1 風力発電の運用推進

- ◆風力発電施設の適正管理、建替えに向けた環境影響評価などの手続きの推進

2 再生可能エネルギーの活用

- ◆町に潜在する再生可能エネルギーの調査と活用の推進
- ◆風力発電の適正導入のため、事業者や適地の選定などの調査検討を推進



2 農業の振興

基本方針

安全・安心な作物の栽培や収益向上に結びつく農業経営の支援や農地の有効利用、農業生産施設の適正管理に努めます。

主要施策の概要

1 農地の有効活用及び確保

- ◆新規就農者の受入、担い手育成支援の推進
- ◆生産性の高い農地の継続的な活用、耕作放棄地の有効利用、遊休農地の未然防止

2 農業生産基盤施設の活用

- ◆農業生産施設の有効活用と維持管理の推進
- ◆営農指導強化と営農近代化の取組推進

3 高付加価値型農業経営の確立

- ◆再生可能エネルギーを活用した施設栽培の導入による高付加価値農業の推進
- ◆グリーンツーリズム等との連携による観光型農業経営などの流通・販売体制の確保

3 水産業の振興

基本方針

漁業経営の向上のため、漁港・漁港関連施設や漁場の整備、水産資源の適正管理を行い、本町の基幹産業である、水産業の継続的な発展に努めます。また、販路拡大や水産加工体制の充実を促進します。

主要施策の概要

1 漁港・関連施設等の整備

- ◆漁港等の計画的な整備促進
- ◆漁港・関連施設の利用推進
- ◆高齢化に対応した漁業施設の整備
- ◆衛生管理マニュアルに基づく衛生管理型漁港施設の整備

2 漁場の整備・保護

- ◆水産生物の生息環境に適した漁場整備の推進
- ◆流域への植樹等の寿都湾保全活動や藻場造成の推進
- ◆密漁監視体制の強化等、磯根資源の確保
- ◆漁場の高度利用や未利用漁場の有効活用
- ◆ホタテ貝の採苗施設等の整備推進、ホタテ養殖漁業の安定化、生産性向上の推進

3 水産資源の適正管理

- ◆試験研究機関との連携、新技術導入の推進
- ◆I C T技術の活用による資源管理・漁場高度利用の推進
- ◆漁業者や漁協との協業体制の充実
- ◆沿岸町村との連携による資源開発の推進
- ◆海域の生産力向上と有効利用

4 漁業経営基盤の継承

- ◆漁業経営の安定化
- ◆魚食文化活動の推進
- ◆直売活動の支援
- ◆水産物品質向上の推進
- ◆漁業の担い手確保
- ◆漁協経営基盤の強化
- ◆産地市場の強化
- ◆資源管理計画の維持
- ◆漁業と観光の融合

5 水産加工体制の充実

- ◆水産加工業の基盤強化
- ◆販路拡大の推進
- ◆寿都ブランドの開発
- ◆未・低利用資源の有効活用



4 商業の振興

基本方針

既存企業の育成・創業支援の推進や、多様な消費者ニーズに対応したサービス提供と魅力ある商店街づくりのための支援により、商業の活性化を図ります。

主要施策の概要

1 既存企業の体质強化・創業支援

- ◆各支援制度の活用・支援と企業誘致などの商工業・新産業の育成
- ◆魅力ある商店づくりに関する取組の支援

- ◆商店街機能強化への支援
- ◆消費拡大を推進する定期イベントの開催

2 消費者ニーズへの対応

- ◆消費者ニーズ調査の実施、商店の利用促進につながる取組への支援
- ◆商品・サービスの向上

3 商業経営の推進

- ◆担い手確保や研修制度などの人材発掘・育成による経営の安定化・広域連携

5 観光・交流の推進

基本方針

地域資源を活用したイベントの開催や滞在型・体験型観光を充実し、「道の駅みなとまーれ寿都」を中心とした本町の魅力発信による交流人口の増大により、持続可能な観光の推進と地域経済の活性化につなげます。

主要施策の概要

1 滞在型・体験型観光の推進

- ◆観光関連施設と連携した宿泊環境整備等の取組による滞在型観光の推進
- ◆地域の特色を活かした体験型観光や観光ルートの創出
- ◆総合的に対応できる人材育成の推進

- ◆产学研官協働による観光づくりの推進
- ◆地場産地域食材の活用
- ◆森林を活用した観光の充実

2 観光資源の活用・PRの推進

2 観光資源の活用・PRの推進

- ◆各種情報発信ツールの活用などにより、まちの魅力を広く発信
- ◆地域資源の活用による観光ツールの機能向上と街中への周遊性の向上
- ◆地場産業との連携

- ◆観光広域組織との連携による観光ルートや商品開発などの推進
- ◆地域資源を活用し、新たな観光資源としてのサイクルツーリズムの導入による新たな観光周遊ルートづくりを推進
- ◆地域連携DMOとして、寿都・島牧協働の観光まちづくりの適切な推進体制の構築

3 移住・定住の促進

- ◆住宅や用地の貸付け、仕事体験等の移住・定住の促進



6 雇用・労働者の対策の推進

基本方針

就労者支援及び定住者対策・人材育成・雇用対策を推進するとともに、関係機関と連携しながら雇用の場の創出と就労促進につなげます。

2 就労環境の向上

- ◆労働条件の改善や労働保険などの情報提供を行い、事業所の安全対策を推進
- ◆各種健診や検診機会の確保等、労働者の健康管理の向上

主要施策の概要

1 雇用対策の推進

- ◆岩内公共職業安定所と連携した情報提供の推進
- ◆事業者への就労促進制度や就労者への支援制度の周知による新規雇用の促進

3 人材の確保

- ◆次世代を担う若年層の組織づくりや組織機能強化の支援、農漁業等リーダーの育成、U・Iターン新規就業者の受け入れ体制の充実、シニア層の雇用施策

第3章 安全・快適で自然を守り育むまち

…大切な地域資源である自然を守りながら、安全で便利に快適に
暮らしていける生活環境の整備を推進します…

1 土地利用の適正化

基本方針

廃屋・空き家の有効活用の検討は、長年にわたって遊休地となっている土地に新技術を導入した産業振興を行うことにより、課題解決と土地の有効活用を図ります。また、森林や、寿都湾の恵まれた海域を保全すると同時に有効活用します。

主要施策の概要

1 総合的・計画的な土地利用

- ◆過疎化に伴う空き家・廃屋の増加に対応しながら未利用地の分譲など機能的な土地の利活用を推進

2 地区用途にあわせた適正保全

- ◆住宅、農地、森林、観光・レクリエーション等の用途別土地利用の推進

2 道路整備・交通体系の推進

基本方針

幹線道路である国道・道道の交通安全・防災対策などについて、関係機関に要望を行うとともに、安全で快適な生活を確保するため町内生活道路の維持・管理と除排雪体制の改善などを推進します。また、生活バス路線の維持など、過疎地域に見合った公共交通の利便性向上に努めます。

主要施策の概要

1 幹線道路網の整備

- ◆国道 229 号の歩行空間の確保や越波対策、除排雪体制の充実
- ◆道道の除排雪や維持管理の充実
- ◆高規格道路の早期開通に向けた整備促進

2 生活道路の整備

- ◆幹線道路へのアクセス、避難路の利活用を推進するための町内交通の円滑化
- ◆舗装補修や交通安全施設などの維持管理

3 公共交通の確保

- ◆ニーズに合った公共交通の確保
- ◆町有バスの能率的な運行管理



3 生活環境整備の推進

基本方針

居住環境の確保や情報通信の高速・大容量化など情報通信環境の変化への対応や上水道の安定供給、環境を守る下水道の維持など、安全・安心で快適な生活環境の整備に努めます。

主要施策の概要

1 情報環境の整備

- ◆近隣町との連携したテレビ中継局の運営など、快適なテレビ受信環境の整備
- ◆地域間格差のないブロードバンドの推進

2 住宅環境の整備

- ◆町民のニーズに合う住宅整備の促進
- ◆公営住宅の維持と長寿命化を図る計画的な整備促進

3 水道施設の維持管理

- ◆簡易水道施設の維持管理と長寿命化

4 下水道施設の維持管理

- ◆下水道の加入促進、寿都湾の水質保全を目的とした最終処理施設の維持管理
- ◆合併処理浄化槽の加入促進と維持管理

4 みどりの保全

基本方針

環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、快適な生活空間と豊かな資源を守るために、森林の整備・保全や緑地の有効活用を推進します。

主要施策の概要

1 自然環境・景観の保全

- ◆森林の公益的機能や環境保全の大切さを学ぶための緑化活動の推進
- ◆漁業・水産加工業を守るために継続的な森林整備事業の推進
- ◆森林整備推進に向けた林内路網の整備と維持管理
- ◆全町民海岸クリーン作戦等の町民参加による美化活動の推進

2 緑地の有効活用

- ◆森林学習や木育の場としての緑地空間の有効活用



5 生活衛生の充実

基本方針

老朽化したごみ処理施設などの更新について組合構成町村との協議を推進するとともに、さらなるごみの減量化と、し尿処理施設の効率的運営を図ります。また、火葬場や墓地の適切な維持管理に努めます。

主要施策の概要

1 ごみの処理

- ◆ごみの分別収集や減量化への取組推進
- ◆老朽化したごみ処理施設の更新についての協議推進と今後のごみ処理体制の確立

2 し尿の処理

- ◆広域によるし尿処理体制の適正運営、水洗化の推進

3 公衆衛生の向上

- ◆不法投棄の監視、狂犬病予防注射、危険害虫駆除など、公衆衛生の管理

4 火葬場・墓地の管理

- ◆火葬場の整備
- ◆火葬場・墓地の適正な管理

6 安全・安心の推進

基本方針

犯罪や交通事故のない安全で明るいまちをつくるため、関係機関と連携しながら、啓発活動を進めるとともに、安全・安心な生活を送ることができる環境の構築に努めます。

主要施策の概要

1 交通安全の推進

- ◆子どもから高齢者までの交通安全意識の高揚
- ◆交通安全施設の整備推進

2 防犯体制の推進

- ◆子どもから高齢者までの防犯意識の高揚

3 消費者対策の推進

- ◆広報誌や防災無線での啓発活動による消費者生活の安全性の確保と充実



7 防災体制の充実

基本方針

防災や火災予防に対する啓発活動を通じて、町民の防災意識向上を図るとともに、避難体制の充実や消防力の強化に努め、総合的な防災体制の確立を目指します。

主要施策の概要

1 消防・救急体制の充実

- ◆計画的な車輌・機器の更新や保守、消防団員の育成訓練による消防体制の強化
- ◆高度救急体制の構築

2 防災体制の充実

- ◆防災避難訓練の実施等、町民の防災意識の高揚
- ◆J-A L E R T等防災機器の整備推進
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築等、地域と一体となった防災体制の推進

第4章 地域を知り、人を豊かに育むまち

…地域について学び愛郷心を育むことで、まちづくりに参画する人材育成を推進します…

1 生涯学習環境の整備

基本方針

町民の多様な学習活動への要望に対応できるよう、生涯学習施設の適正管理に努めるとともに、生涯学習体制の充実を図ります。

主要施策の概要

1 生涯学習体制の推進

- ◆多様なニーズに対応し充実した学習環境の提供

2 生涯学習施設の充実

- ◆総合文化センター等、社会教育施設の適正管理と利活用の推進
- ◆寿都町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の計画的な改修と、有効活用の推進

2 学校教育の充実

基本方針

学習指導要領に基づき、きめ細かな学習指導を行い、寿都の子どもたちが将来の夢をかなえるために、町内のすべての学校が連携し、横断的かつ継続的に寿都町ならではの教育スタイルを推進してまいります。

主要施策の概要

1 学校教育基盤の推進

- ◆学習指導要領の改訂に即した、より一層の教育内容の充実
- ◆子どもたちの「心のケア」体制の推進
- ◆I C T環境の充実とコンピュータを活用した授業の推進
- ◆小中学校・高校の連携による、一貫性のある指導方法や情報共有の充実

2 国際理解教育の推進

- ◆英語指導職員の配置による、英語指導体制の充実

3 地域による学校支援の充実

- ◆学校運営協議会の充実
- ◆生き方（キャリア）教育の充実
- ◆ボランティア活動の推進

4 高校存続への取組

- ◆公設民営塾の運営等への支援による充実した教育・学習環境の構築を推進

5 特別支援教育の充実

- ◆発達に特性のある子どもの学習に対する支援体制の強化

3 社会教育の推進

基本方針

青少年の健全育成や女性の社会参加を促す教育、高齢者の社会参加や生きがいづくりの支援など、町民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。

主要施策の概要

1 青少年教育の充実

- ◆巡回・指導活動等、青少年の健全育成の推進
- ◆地区子ども会の育成と活動の支援
- ◆コミュニケーション能力の育成
- ◆子どもの安全安心な放課後活動の推進

2 成人教育の充実

- ◆目標を持ち、豊かで張りのある生活を営めるような魅力ある学習機会の提供

3 高齢者教育の充実

- ◆生きがいを持ち、豊かな生活を送れるような学習機会の充実

4 地域学習の充実

- ◆家庭、学校、地域が一丸となった学校支援ボランティアの充実とリーダーの育成
- ◆町民の自主性、主体性をもった学習活動に対する支援

4 家庭教育の支援

基本方針

学校・家庭・地域の連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談体制や学習機会、自然環境など地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実、世代間交流などにより、家庭や地域における教育力向上を図ります。

主要施策の概要

1 家庭教育の充実

- ◆子育てに関する情報の提供等、家庭教育相談窓口の充実
- ◆子育て世代と異世代交流の推進
- ◆子どもの規則正しい生活習慣の定着

5 社会体育の推進

基本方針

町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、体力向上や健康増進を図ることができるよう、活動しやすいスポーツ環境の整備を推進します。

主要施策の概要

1 社会体育の充実

- ◆幅広い年代での運動の習慣化の促進

- ◆寿都町公共施設等総合管理計画に基づく社会体育施設の計画的な改修の実施

2 スポーツ団体の支援

- ◆指導者等の育成、各スポーツ団体の活動支援の充実

6 地域文化の振興

基本方針

心を豊かにする芸術文化を身边に感じられるよう、芸術鑑賞や発表の機会など、町民が幅広く芸術文化に関心が持てる事業を行うとともに、町内文化団体の育成・支援や郷土の歴史の継承、文化資産の保存活用を推進します。

- ◆文化団体の活性化や世代間交流の推進
- ◆音楽や演劇鑑賞の機会の提供や文化活動の参加推進

2 歴史文化資産の保存活用

- ◆文化資産の状態把握とリスト化による文化資産の適正管理
- ◆文化資産の活用と歴史を活かしたまちづくりの推進

主要施策の概要

1 文化活動の推進

- ◆文化センターを活用した、文化活動へ積極的に参加できる体制づくりの推進

第5章 すべての人が輝く協働のまち

…みんなが連携・協働し、町民主体で“ふるさとの体力”づくりを推進します…

1 協働の地域づくり

基本方針

積極的な広報広聴活動と情報公開を行うとともに、町民が地域づくりへ積極的に参画する組織や人材を育成し、町民と行政による協働の地域づくりを推進することで、地域力の育成や向上を目指します。

主要施策の概要

1 住民参画の促進

- ◆町民へのわかりやすい情報提供、町民の意見の把握等、広報・広聴活動の充実
- ◆自主的な地域実践活動の支援
- ◆ボランティア活動の推進

2 地域活力の再生

- ◆自主的・自律的な活動への支援による地域社会の機能再生の推進
- ◆課題解決や既存産業の活性化のため、産官学連携と交流のネットワーク化の推進

2 行財政運営の推進

基本方針

効率的・効果的な行政運営に努めるとともに、各種研修制度などを活用した職員の政策能力向上を図ります。また、多様化する住民ニーズに対応するため、安定した財源の確保を図るとともに、財政の健全化に努め、自立した自治体経営を確立します。

主要施策の概要

1 行政改革の推進

- ◆府内組織の簡素化・合理化による機能的な行政組織の構築

2 行政職員の資質向上

- ◆研修の積極的な参加を促し、課題への対応能力、企画力の育成
- ◆電算化による高度化・専門化した業務に対応できる職員の育成
- ◆職員の適正な人事管理の推進

3 健全な財政運営

- ◆ふるさと応援寄附金事業や風力発電による売電収入などによる自主財源の安定的確保
- ◆事業の優先度、町債の借り入れ限度の設定等、財政の健全化の推進

4 広域的な連携の強化

- ◆近隣町村との共通課題、効率的な行政運営等、広域行政の推進



発行 寿都町
編集 寿都町企画課企画係
〒048-0406 北海道寿都郡寿都町字渡島町 140-1
電話 0136-62-2608